する第三者提供の制限 個人情報保護法に規定 行われるものであって は捜査に必要な場合に

になる。

環境整備は非常に重 話に対する理解普及

要

応。

事業者は対応に努



市政同志会 敏弘

人情報保護法につ テロ等準備罪と

これまでと同様に

た場合の行政としての の情報提供依頼があつ 行政施設利用者団体等 捜査関係機関から

例に定める法令等の規 頼がされる場合として がある。これは市の条 づく捜査関係事項照会 刑事訴訟法の規定に基 係機関から情報提供依 警察などの捜査関

定に基づく場合に該当 は。 答 付けられた場合の対応 カメラや盗聴器が取り

なる。 報提供に応じることと 捜査に必要な範囲で情 されており、回答が義 の例外となる法令に基 務づけられているため づく場合に該当すると

した捜査関係機関に対 ような場合には、設置 無断で設置された

どについて、聞き取り 態 集していた個人情報な 設置の目的や経緯、収 除を求めるとともに、 収集した個人情報の削 監視カメラ等の撤去、 などの調査を行い、 の把握に努めること

においても、この照会

作成したガイドライン 個人情報保護委員会が

国の機関である

方法は。 護法で、5千人要件の 漏えいに対しての指導 関が拡大した中、情報 撤廃により対象出先機 改 正 個 人情報保

識の向上に関して職員 続き制度への理解、 の取扱いに関する研修 等に基づき、個人情報 委員会のガイドライン リシー、個人情報保護 情報の関係例規や鯖江 例をはじめとする個人 鯖江市個人情報保護条 を実施するなど、 市情報セキュリティポ の指導に努める。 引き 知

行政敷地内に監視

●そのほかの質問

こともある。国におけ とっては不利益を被る

おらず、ろう者の方に

厳重に抗議を行い

○平成30年後の米施策 ○全国瞬時警報システ (Jアラート) につい

> 務の課題だと思う。 る手話言語法制定は急

本市に於ける手話

言語法の見解は。

聴覚障がい者や手



公明党

象に障害者差別解消法

に関する研修会を実施

においては、

全職員対

る必要となる。

本市

要があると考える。 の開催や広報活動 と認識している。 通訳者の育成・研修会 効果的な周知の でを通 手 必

手話言語法制定に向け

マイノリティ拡充

者は7名の登録があり、 訳者は34名・要約筆記 る。 手話の苦手な方には要 から15件に増えている。 派遣件数は以前の30件 約筆記者を派遣してい は手話通訳者を派遣し 現在では、 手話の必要な方に 手話通

あるが、法的には手話 ョンをとる手話言語も

言語として認められて

使ってコミュニケーシ どの動きや顔の表情を の他に、手や指、

る。しかし、

音声言語

法の違いは。

ケーションをとって 言語を使つてコミュー

報コミュニケーション

手話言語法と情

大多数の人は、

音声

が重すぎない範囲で対 めに対応を求められた 配慮の提供の関係は 障害を取り除くた 手話言語法と合理 行政機関は負担

する。 定の見解は。 手話言 語 条例 制

討していく。 を踏まえて県や他市の 状況も確認しながら検 会』にて、 の会と市長と語り合う 。鯖江市聴覚障害者友 7 月 1 意見交換等 \exists 開 催

